

2025年2月13日

各 位

上場会社名 三菱鉛筆株式会社
代 表 者 代表取締役 数原 滋彦
(コード番号 7976 東証プライム)
問合せ先責任者 上席執行役員 財務担当 長谷川直人
(TEL. 03-3458-6215)
<https://www.mpuni.co.jp>

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025年3月27日開催予定の第150回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における議題及び議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を株主様から受領しており、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- ② 自己株式取得の件
- ③ 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 「譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案「譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件」に反対いたします。

② 反対の理由

当社の取締役の報酬制度は、必要な経営人材を確保・維持することができる報酬水準とすることを前提に、その職務の内容に応じ、業務執行を行う取締役については中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する報酬とすること、社外取締役については職責に応じた報酬とすることを基本方針とし、当該方針に基づき報酬制度を設計しております。

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬体系は、基本報酬、賞与及び株式報酬によって構成することとしており、株式報酬については、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。また、社外取締役の報酬体系については、当社の業務執行者の職務執行の監督の職責を負っていることから、基本報酬のみとしております。

当社は、取締役の報酬等の決定における客観性と透明性を確保することを目的として、独立役員である社外取締役及び社外監査役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、取締役の報酬制度の設計に関しては、指名・報酬委員会からの助言を踏まえた上で、取締役会で決定することとしております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその内容について上記の決定に係る方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会及び代表取締役においては、指名・報酬委員会の審議結果を尊重し決定しております。

当社の取締役の報酬制度は、会社の業績や経営内容に加え、経済情勢及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で決定しており、こうした制度下において、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額4億40百万円以内、付与株式数の上限176,000株と設定すること、及び社外取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額60百万円以内、付与株式数の上限24,000株と設定する旨の本株主提案は、会社規模、業績水準、当社と同業種・同規模の企業の報酬水準等からして、現時点において、バランスを欠く過大な報酬枠であると考えます。また、社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与については、社外取締役が、当社の業務執行者の職務執行の監督の職責を負っていることに照らして、適切ではない面があるものと考えております。

したがって、当社取締役会としては、本株主提案「譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件」に反対いたします。

(2) 「自己株式取得の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案「自己株式取得の件」に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、「最高の品質こそ最大のサービス」の社是のもと、メーカーの使命は絶えず技術力を磨き新しい商品を世に出しつづけて行く事であると考えており、長年、売

上高の約5%相当を新製品の開発や品質向上等の研究開発投資に注いでまいりました。これにより、高付加価値で高品質の商品を絶えず世に出しつづけることができおります。その結果、これまでのところ長期にわたり継続的な売上に貢献するヒット商品に恵まれてまいりました。当社の商品は単年度あるいは数年で発売にこぎつけられるものではなく、長期的に研究開発を繰り返して製品化に至った商品ばかりであり、開発から製品化まで時間を要するビジネスモデルである事も特徴であると考えております。

このように、当社の成長の源泉は長きにわたる継続した研究開発投資がなせる新製品開発力であると考えており、この為、財務戦略、資本戦略も、数十年という長い年月を見越した政策をとっております。

また、当社は、1948年から、戦後77年間という長きにわたり連続して配当を続けており、2002年から2024年までの22年間にわたり、減配をせず累進配当を続けています。なお、2010年以降は、15年連続で増配を続けております。さらに、自己株式取得についても、下記【ご参考】に記載のとおり継続的に実施をしており、「中期経営計画2022-2024」において設定した株主還元目標75億円以上につきましても、それを大きく上回り105億円に達しました。このように、当社は、将来のあるべき姿を見据えた成長投資と株主還元を着実に実行しております。

なお、政策保有株式に関しては、当社は、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持や資金調達、業務提携、営業上の取引関係の維持及び強化、原材料の安定調達といった、安定的な取引関係の維持を目的とするものに加え、直接的な取引関係がない場合においても、中長期的な視点で考えた当社事業の発展及び成長の観点から必要と判断した場合には、経営戦略の一環として、保有する方針であり、毎年取締役会において検証を行い、その結果保有することが合理的と判断した場合に限り、引き続き保有することを決定しております。

当社が上記の成長投資と株主還元の取り組みを行っている中、本株主提案による1年以内の自己株式約150億円の取得は、成長投資の財源を損ない、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を停滞させる恐れがあり、結果として株主のみなさまの利益に繋がらないと判断いたします。当社としては、自己株式取得は本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、業績や財務状況、株価水準などを総合的に勘案して実施することが適切であると考えます。

したがって、当社取締役会としては、本株主提案「自己株式取得の件」に反対いたします。

【ご参考】当社による自己株式の取得状況

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
取得株(株)	289,300	141,100	958,900	660,600	643,700
取得金額(百万円)	451	174	1,257	925	1,540

(3) 「社外取締役の員数に関する定款変更の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案「社外取締役の員数に関する定款変更の件」に反対いたします。

② 反対理由

当社は、取締役の指名及び報酬等の決定における客観性と透明性を確保することを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。株主総会に付議する取締役の選任議案、代表取締役及び役付取締役の選定、その他の取締役及び委任型執行役員の方名に関する事項については、指名・報酬委員会からの助言を踏まえて、取締役会において決定することとしております。また、指名・報酬委員会は、独立役員である社外取締役が委員である取締役の過半数を占めるとともに、外部からの視点を強化する目的で独立役員である社外監査役も委員に加える構成としております。

当社は、取締役会が、十分な知識・経験・能力等を有するメンバーによってバランスよく構成されることが重要と考えており、取締役候補者については、これらのスキルのバランス、多様性を考慮した上で選定しております。社内取締役の候補者指名においては、優れた人格、豊富な経験や知見、専門性、マネジメント能力に加え、高い倫理観を有しているかといった基準を踏まえ、取締役会全体のバランスや多様性の確保を考慮した上で決定してしております。社外取締役については、企業経営に対する知識や経験、専門性を基に、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者としております。なお、本定時株主総会において、当社が提案する取締役候補者9名のうち、4名を社外取締役候補者としております。

当社の取締役会は、当社の業務に精通し豊富な経験や知見、専門性を持つ社内取締役と、企業経営に対する知識や経験、専門性を持つ複数名の社外取締役によって構成されており、スキルのバランス、多様性が確保された上で活発な議論が行われるよう適切な人数になっていると考えております。

以上のとおり、当社が上程する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、十分な知識・経験・能力等を有する最適な構成であり、本株主提案のような規定を定款に設けずとも、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するガバナンス体制が構築できているものと考えております。一方、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、将来の時々において最適な取締役会を検討、構成する上での妨げとなる可能性もあると考えます。

したがって、当社取締役会としては、本株主提案「社外取締役の員数に関する定款変更の件」に反対いたします。

以上

(別紙.「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- 2 自己株式取得の件
- 3 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

(1) 議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の対象となる取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額 4 億 40 百万円以内、付与株式数の上限 176,000 株と設定し、また、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、本制度の対象となる社外取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額 60 百万円以内、付与株式数の上限 24,000 株と設定する。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

2020 年 3 月 26 日開催の当社の第 145 回定時株主総会で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額総額 100 百万円以内が決議されていますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役を除外しており、譲渡制限付株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。

当社の第 149 期（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで）の付与実績を見ても、固定報酬 226 百万円に対し、譲渡制限付株式報酬は 27 百万円相当となっており、固定報酬の 11.95% しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の 3 倍相当に到達するまで、約 25 年かかることとなります。取締役と株主との価値共有を図る目的から、譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんが、在任期間 25 年を前提とすることは出来ないため、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の 3 倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

2 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、貴社普通株式を、株式総数 6,168,000 株、取得価額の総額金 15,420,000,000 円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の株価は 2024 年の間低迷しています。また、当社は約 521 億円の現金に加えて約 238 億円の政策保有株式を抱えており、資本効率が不十分です。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約 10%を自己株式として取得し、会社法第 178 条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

3 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 19 条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第 19 条 当社の取締役は、11 名以内とする。	(員数) 第 19 条 当社の取締役は、11 名以内とする。
<u>2 (新設)</u>	<u>2 当社の取締役の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役 9 名のうち社外取締役は 3 名となっており、3 分の 1 以上の要件を充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキル

を有する株式アナリストの登用を検討すべきと考えます。「株式アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

以上